

会議録

会議の名称	西東京市子ども福祉審議会（平成18年度第5回会議）
開催日時	平成 18 年 10 月 3 日 午後 1 時から午後 3 時まで
開催場所	田無庁舎 1 階 102 会議室
出席者	（出席者） 森田会長、梅村副会長、齋藤委員、清水委員、松沢委員 村松委員、古川委員 （欠席者） 猪原委員、海老沢委員、坂田委員、神山委員、山口委員 （事務局・職員） 尾崎児童青少年部長、青柳子育て支援課長、大久保保育課長、神谷主査
議 題	西東京市保育所入所選考基準の一部改定について
会議資料 の 名 称	第4回子ども福祉審議会まとめ 西東京市保育所入所選考基準指数表（案） モデルケ－ス 平成17年度保育料について
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録

会議内容

事務局：資料説明

諮問案に沿って、前回の議論の内容をまとめてみました。基本指数ではまず内定者の取り扱いについてです。事務局案では、内定者と現に就労している人とは差を設けるべきという提案をしました。審議の結果、基本指数で取り扱う調整指数でマイナスをする3か月就労していればプラス5点加点するという三つの案が出され、本日決定するという事になっています。次に就学の取り扱いについてですが、事務局では現行の3区分を技術専門校とそれ以外の学校の2区分にしたいという提案をしました。審議の結果、2区分ということで決定しましたが、技術専門校という表記の仕方が誤解を招かないようにというご指摘がありましたので、括弧書きでキャリアカレッジと入れることにしました。次に、調整指数の項目ですがまず、就労実績の取り扱いについてです。事務局では、就労実績は保育の必要性に関係ないので削除すべきという提案をしました。しかし、就労実績は内定者の取り扱いと連動していることから、本日論議して決定するという事になっています。次に兄弟姉妹の取り扱いについてです。事務局では、兄弟姉妹を同一園にするための申込に対して調整指数を付けるべきではないかと提案しました。審議の結果、現行の入所基準は新規申込に対してのみ加点できる調整指数があり、新規申込に有利な仕組みになっているので、均衡化を図るという意味で調整指数を付けてもいいのではないかという議論で終了しており、やはり

本日結論を出すことになっています。最後に滞納の取り扱いについてですが、事務局案では現行の 2 区分を 3 区分にすべきという提案をしました。審議の結果は、受益者負担の原則からいえば理解は得られるものの、入所基準でペナルティを強化することが本当に必要なのか。それよりも、徴収方法を検討すべきではないかというご意見もあり結論に至っておりません。

森田会長：それでは内定者の取扱いについてですが、前回この三つの方式が出されました。今回、この三つの方式では、どのような人が入所できてどのような人が入所できないのかをモデルケースとして事務局に作っていただきました。モデルケースは基本指数の中に内定の項目を設け指数を付けている。（現に就労している人よりも 5 点低い）。モデルケースというのは調整指数でマイナス 5 点を付けている。内定に対して独自の指数（5 点低い）を基本指数で設けるか、調整指数でマイナス 5 点するかの違いで点数的には同じです。ただ、受け手の印象が異なると思われますので、その辺をどのように取り扱うかということです。モデルケースでは、3 か月以上就労していれば調整指数で 3 点を付けるというものです。その場合には影響が出てくということがわかりました。就労している人に 3 点の調整指数を付けることで介護や疾病の人が入所しづらくなるわけです。

齋藤委員：問題は、そういう人を入所させなければならないのに、入所できなくなることです。

森田会長：やっぱりプラス 3 をするのはまずいのではないかな。案か案になるのではないのでしょうか。基本指数で予め決めておくのか後から調整指数でマイナス 5 点をするのかどちらがいいのかという議論になると思います。

事務局：モデルケースの順位の説明

齋藤委員：同点の場合優先項目 1 の基本指数の高い世帯を優先するという項目があるのなら、調整指数でマイナスをしたほうが良い。

事務局：前回の議論の中で、マイナスは良くないという議論もありました。

齋藤委員：基本指数の中でマイナスは良くないが、調整指数では既にマイナス項目もあり、それで運営されているので問題ない。

森田会長：案は最初から基本指数のところで差を設け、ここで競い合うので調整指数では差ができない。案は基本指数が同じであっても、現に就労している人を優先するため、内定者に調整指数でマイナス 5 点を付けることで差を設けるということです。

事務局：保護者に与える印象を考慮するならば、マイナスがあるよりも内定者の指数を基本指数で決めてある方が良いと思われる。

齋藤委員：であれば、他の全部の点数を底上げしてマイナスをなくせばいい。いずれ入所選考基準はなくなるのだからシンプルな方が良い。

清水委員：調整指数ならば、マイナスがあってもいいのではないのでしょうか。

事務局：前回の審議会の中で、就労内定の取扱いと就労実績の取扱いはセットで議論しましょうということでした。調整指数でマイナスをした場合、就労実績の３区分はどうするのかも検討が必要です。

森田会長：内定の人にマイナス５点が付いて、例えば就労開始後５年以上経っている人には４点が付くので９点の開きが生じるわけですね。９点差が付くということはかなり入所が難しいですよ。どうですか。これくらいの差がついてもいいんですか。

事務局：よくないと思われます。

齋藤委員：マイナス５をやめて、就労実績の１点、２点、３点を底上げすればいいのでは。

森田会長：どうですか。

事務局：事務局としては就労実績をなるべく削除したいわけですね。何故なら、同一事業所に長く就労していることが保育の必要性に関係あるのかということが問われているわけですから。

齋藤委員：そうすると、この項目は除去したいわけですね。

事務局：そうです。なおかつ、３ヶ月以上就労している人に３点を付けると先ほど説明したモデルケースになり介護、疾病等の方が不利になるわけです。モデルケース方式はよくないというのであれば、この方式は採用しないということになります。

森田会長：そうすると、内定マイナス５点だけを付けて、就労実績の項目７、８、９は削除ということですね。どうですか。モデルケースはなくなりモデルケースということでは止まるわけですね。現に就労している人も評価されるし、内定の人との差も設けられけれども、それほど大きな影響はでないということになります。今までの議論からとすると、調整指数でマイナス５点を付ける案になります。また、就労実績はすべて付けないという判断です。よろしいですか。

他委員：はい。

森田会長：次に就学の取扱いについてですが、前回結論は出ていますが記載方法について検討をお願いしました。今日配布された資料を見ていただくとキャリアカレッジという表記になっています。これが、東京都の職業訓練校の正式名称になります。よろしいですか。

他委員：はい。

森田会長：次に調整指数の項目になります。まず、兄弟姉妹の取扱いについてですがこれはかなり議論になりました。兄弟姉妹が別園になっていることと、それだからといって同じ条件で就労している人があまりに不利益になるようなかたちをとると、在園児や入所できない人から指摘を受けることになります。ですから、考え方としては調整指数12の託児施設に有償で預けている場合プラス5点が付いているので、既存の保育園に預けている場合もこの項目を該当させることでプラス5点を付ける。このことで、新規の申込と同等に争えることになります。この案について前回議論したわけですが、この方法でどのくらいの人が転園できるようになるかを考えて議論したらどうかという提案があったわけです。それからもう一つ、3人の子どもが別々の園になっている場合はどうするかということがありました。大変さは理解できるのですが、3人目の子について特別な加算をするということはまったく議論していないわけで、少子化対策や子育て支援といった特別な議論をこの中に持ち込んで3人目の子を優遇しない限りは加算するということにならない。そのあたりのことを皆さんに議論していただいて、兄弟姉妹の取扱いについて結論を出したいと思います。

齋藤委員：現行の入所基準が新規申込を優先しているというのはどういうことですか。

森田会長：新規申込に対しては、産休・育児休業明けや託児の加算点があるけれども在園児の申込に対しては何の加算点もないわけです。

齋藤委員：あくまで在園児の転園ということですね。

森田会長：そうです。在園児の転園申込に対して加算するということです。

齋藤委員：難しいですね。別々な園に入所している人もいるし、まったく入所できない人もいます。

森田会長：だから、そこを特別空けるというのは無理なので、新規申込と競えるくらいまでの配慮ならいいのではないかと思います。

事務局：今回の提案は兄弟姉妹が別々の園になっている子を同一園にする

ための転園申込に対しての加算ということですから、託児施設に預けていることで5点加算という方法では自己都合の転園も含まれてしまいます。

森田会長：そうですね。兄弟姉妹を同一園にするための転園という別項目を作って加算しないとだめですね。

事務局：本日お配り資料西東京市保育所入所選考基準指数表（案）の調整指数項目7のようになります。

齋藤委員：例えば、一人は家に近い園にいてもう一人は家から遠い園にいて、家から近い園で一緒にしたいという場合は。

事務局：保護者の選択になります。

齋藤委員：自分が入所したいところに入所したいと思う。だとしたらそれはある程度みんな認めてあげる。だけれど基本点数が少ないと、余裕がないので入所できない。

森田会長：他の託児施設に預けている調整指数と同じ点数ですから、そのことで新規申込と同等に競えるということであれば、市民感情としても理解されるのではないのでしょうか。ただ、3人目に10点付けるのはいかがなものかということの議論はしていないのです。

齋藤委員：例えば、3人ばらばらに入所している子どもたちを1か所にした場合15点付くのか。

森田会長：1人に点が付くのですか？

事務局：1人ではなくひとつの申込に対してです。

森田会長：3人目の子どもは10点持っているから動きやすいけれど、2人目の子どもは5点ですから動けないこともありますね。

梅村委員：そういうことですか。3人がばらばらの場合、2人とも10点ではないのですか。例えばA園、B園、C園にいて、B園、C園の子をA園に転園させようとした時B園、C園の子それぞれに10点付くと思っていました。B園の子は5点でC園の子は10点なのですね。でも、3人を1か所にするためには、それぞれに10点ですよ。

齋藤委員：そうです。B園、C園の子にそれぞれ10点ですね。

森田会長：そういうことですか。わかりました。5点プラスして10点付くこ

とでかなり転園できるようになるのですね。

事務局：モデルケース を見てください。C は父 50 点、母 50 点の一般的な点数の世帯ですが、今までは父・母合算の 100 点だけでしたが、調整指数 5 点を付けることで、A の新規申込の人と争えるようになるわけです。

森田会長：A と C は 105 点の同点で第 3 優先項目（転園より新規申込を優先する）により A のほうが 1 番になるわけですね。

齋藤委員：どうしても自分の就労の都合で転園するのはだめですかね。

清水委員：1 人の子と、2 人 3 人兄弟姉妹がいる子の世帯に違いがあってしかるべきではないでしょうか。

齋藤委員：子どもが多い人にとってはいいけれど、子どもが 1 人の子の世帯には不満が残る。友達同士なのに、兄弟のいる子は転園できて、兄弟のいない子は転園できないわけだ。

清水委員：物理的に人数が決められているからということも一つあるでしょうし、この問題が提案されたのは、1 人のお父さんなりお母さんがあっちの園、こっちの園と仕事の前に子どもを送る負担を解消するためだったわけです。

齋藤委員：今までは、だいたい 1 年ぐらいたてば転園できていた感じがするのだけど。

事務局：前回の資料見ていただくわけとかりますが、なかなか転園できない状況です。

齋藤委員：転園の理由には、親同士の関係がまずなくなるとかもありうると思う。そのような条件も含めるということであれば、すでに保育園に入所しているということだけで 5 点付けることですからすべてまかなえる。

森田会長：それを今やることが望ましいのか。緊急を要するのは兄弟姉妹の取り扱いをどうするかということですので、とりあえず今の段階では待機児も多いので兄弟姉妹を同一園にするための申込には 5 点付けておいて、状況が変わってくればまた見直すという考え方もあるわけです。

齋藤委員：今、5 点とか 10 点を付けるコンセンサスは得られていて、具体的には兄弟姉妹が別々の園になっている世帯の転園に 5 点を付けることは問題ないわけです。問題は、その転園を行なった後の次の

問題点を考えていく必要がある。園に在籍しているということで 5 点付ければ、常に新規申込と同列で競えるという意味合いになる。

森田委員：そこまで入れるかどうか。

事務局：兄弟姉妹を同一園にするための転園も、自己都合の転園も同一に考えるのかそれとも兄弟姉妹を同一園にするための転園に配慮するのかということになります。

齋藤委員：勿論兄弟姉妹が別々になってしまった保護者の負担は理解できる。だけれども子どもが 1 人いて、友達同士の関係がまずくなったりしたことによる転園の希望も受け入れられるようなシステムを予め考えておいた方がいいのではないか。

梅村委員：お母さん同士がうまくいなくて、転園したいけど点数が低いのであきらめているというような話も聞く。

森田委員：希望の保育園に入所できた人はとりあえずそこで納得してください。ただし兄弟姉妹が別々の園になってしまった場合の転園申込は新規申込と同じ条件にしましょうというのが第 1 案。すでに在園していて、不都合が起きた場合の転園申込はすべて新規申込と同じ条件にしましょうというのが第 2 案です。

古川委員：優先順位から考えると、入所できていない人を優先したほうが良い。ですから兄弟姉妹が別々の転園の場合のみ 5 点付ける 1 案に賛成です。どんな場合でも転園できるとなると、入所できない人が大勢いるなかでは市民感情的に理解されないでしょう。

森田会長：どうでしょうか。意見が分かれているようですが、採決を採りますか。

兄弟姉妹を同一園にするための転園申込のみ調整指数で 5 点付けるのが第 1 案。自己都合転園も含めてすべての転園申込に対して調整指数で 5 点付けるというのが第 2 案。

それでは第 1 案に賛成の方（4 人）。第 2 案に賛成の方（2 人）。はいありがとうございます。それでは兄弟姉妹を同一園にするための転園申込のみに調整指数で 5 点付けることに決定します。

次に 3 人（多子）が別々の園にいる場合の転園申込に対して 10 点付けるのかどうか。このことについては、前回も含め今までに議論したことはありません。ですからここで今結論を出すのか、それとも多子世帯に対する援助の方法はいろいろ考えられるので、その議論をしたあと審議したほうがいいのか。ちょうど「ワイワイプラン」の見直しがあるのでその中で検討したうえで次回の入所基準の見直しの中で検討する方法もあるだろうと。いや、やはり緊急を要するのだから今回審議した方がよいということであれば

論議しなければなりません。皆様のご意見を伺いたいのですが。

清水委員：先ほどの 5 点付けることで 2 園になる可能性はありますよね。

森田会長：そうですね。可能性はあります。

梅村委員：どこの園に空があるのかは問い合わせればわかるのですか。

齋藤委員：練馬区ではホームページ上で公開している。

事務局：西東京市もホームページ上で公開しています。

齋藤委員：入所は毎月あって、月毎に決めていくの？

事務局：そうです。毎月 1 日付けで決めていきます。

齋藤委員：提出された申込書はどのくらい有効？

事務局：その年の年度内 2 月まで有効です。

齋藤委員：近い園を第一希望にしたけれど、偶然希望順位の低い園で決まってしまうこともあるわけだ。

森田会長：今、ここで 3 人（多子）が別々の園いる場合の転園申込に対して 10 点付けるか或いはもう少し全体的な話をしたあと審議するのかというところですが。

齋藤委員：採決を採ったらどうですか。

森田会長：皆さんからのご意見があればきちんと伺った上で今決めるか、次回に持ち越すか決めたいと思います。

齋藤委員：第一段階で 2 園にするはことできる？

森田会長：それはわからない。必ず転園できるとは限らない。内職とか、短時間パートとか、持ち点が少なければ調整指数で 5 点付けても転園の可能性は低い。

梅村委員：0 歳児は受け入れのない園もあるので、入所ににくいのではないですか。0 歳を受け入れている園はどのくらいあるのですか。

事務局：22 園中 18 園で受け入れています。

森田会長：委員長としての判断なのですが、もう少し全体的な議論—多子世

帯に対する援助等—をしたあと審議会で審議した方がいいと考えています。このことだけ議論しても無理があるのではないのでしょうか。結論としては、「ワイワイプラン」の見直しの中で多子世帯に対する援助を考えるということを前提に今回は保留とします。

松沢委員：質問があります。3人別々園で、5点の調整指数により2園となった場合、2園を1園にする時も5点付きますか。

森田会長：5点付きます。2段階で1園にするという方法ですね。しかし、点数の高い方なら1回で1園になることもありますね。
今回は、2園以上に兄弟姉妹が在園している場合の転園申込に対して調整指数で5点付けることだけを採用します。
続きまして滞納の取り扱いです。このことにつきましては、前回かなり議論いたしまして、今回資料を提出していただきました。
(資料説明)
市としましては、この滞納の方に様々な働きかけをなさっているということですが、どのような対応しているか具体的にお話ください。

事務局：毎月前月末納分の督促、半年毎に催告状、電話による支払い依頼、保育園での保護者との面接による支払い依頼などです。現行の入所基準において滞納のペナルティがあることでの支払いは5ケースほどです。

齋藤委員：12ヶ月以上の滞納者が計算すると20人位になる。この20位の人
の収めない理由を分類できているのか。そういうものがないと本当に収めない理由がわからない。本当に生活が困っているのか、ただ単に収めたくないだけなのかそういう人も中にはいると思うけれど、その辺のことがつかめていないというのが私の本音です。だから、やるべきことは、ペナルティを付けることも大事だけれど、まず収めてない人に収めない理由を書いてもらうことが必要。書いてもらうだけで半分人が納めるような気がする。理由を書いてもらって、減免できるのかどうかとか次の対策を考えるのが行政の第一弾だと思う。いきなりペナルティというのはいかにもお役所的。

森田会長：その辺の理由というのはつかんでいますか。

事務局：わかっている方もいますしそうでない方もいます。

森田会長：わからないというのはどうしてですか。電話や園での面接をしているわけですよね。或いは払えないのか、払わないのかぐらいまでははっきりしているのかそのあたりはどうですか。保護者に対

応しているのは保育課の職員ですよ。

事務局：保護者と園で面接をするのはだいたい年度末になります。そこで話を聞くわけですが、ほとんどの方はお金がないとおっしゃられます。中には思想的に払わないという方もいます。

齋藤委員：思想的に払わないということを納得できますか。まだ契約を結んでいるわけではないので、入園の時に 3 か月休んだら退園になるとかいう注意書きを渡し、その中に保育料を 3 か月払わなかったら払わない理由書を書いてもらいますという条項を入れる。そうすることで、これは約束事だからきちんと書いてくださいねと言える。

森田会長：今契約していますよね。

事務局：今、保育園の入所は措置から契約への移行期であるため、まだ明確な契約関係には至らず、曖昧なかたちになっています。ですから、入園の際契約はしていません。

齋藤委員：結局、ペナルティを設けても、該当しなければ払わないわけだし、払わないことに対する根本的な対策にはならない。だから、前も言ったように、入園の時の説明書の中に払わない理由書を書いてもらいますという条項を入れる。

古川委員：契約書とまではいなくても誓約書はないのですか。

事務局：ありません。

古川委員：ちょっと片手落ちのような気がしますね。

齋藤委員：約束事としてきちと守ってもらうようにしないと。

森田会長：保育の入所が措置から契約への移行期のため、まだ多くの自治体で行政の措置のかたちを引きずっています。ですから、契約書・誓約書というかたちはとれないにしろ、何らかの形で約束事して保護者に明示することを保育課に検討してもらう。そのことと、入所選考基準のペナルティとしての調整指数は切り離して考えることにします。案では 3 区分になっていますが、先ほどのように保育課で何らかの対応することにより滞納が少なくなればいいわけですから、今の段階では変更しないというのが審議会の一つ判断になるかと思いますが。

部長：まず、保護者に保育園は保育料で運営されているという認識をもってもらおう方策を考えると、お支払いいただけない方については

様々な方法で徴収するとともにペナルティも設けるということで不公平感を是正していく必要がある。

松沢委員：規定では私どもの児童福祉施設は差し押さえまでできることになっていますが保育園はないのですか。

村松委員：やはり初めが肝心。保育園に入園できてよかったという時に、保護者の方の責任も果たしてくださいということをきちんと話す。幼稚園でも払わない方がいないわけではありませんが、折を見て話をしたり、支払わないと卒園アルバムあげられませんよといって払った方もいます。

齋藤委員：未納の問題は条例の改正も含めていろいろ考えたほうがいい。

古川委員：まずは、2人目以降の入所の段階で3か月払わなければペナルティを設ける。そして、すでに入所している人の未納の問題については次の機会に検討する。一緒にはいろいろできないでしょうから。入所の時、少し厳しくなったというぐらいの認識は持ってもらうのもいいと思う。

松沢委員：あとは、毎年申請させることです。

齋藤委員：でも保育園を辞めさせることはできないのだから意味が無い。

松沢委員：滞納の問題だけを解決するとすればという意味で。

森田会長：子どもに影響が出てこないような形での方策を考えていただくこととして、先ほど古川委員からも提案がありましたように、今の段階でペナルティを付けるというご意見もありました。所得が急変した場合は減免の申請ができますよね。

事務局：減免制度があります。

齋藤委員：1年以上の滞納は確信犯だから、この人たちに絞った方策を考えてもいいのではないかな。だから、3か月以上6ヶ月未満はあってもなくてもいいけど余分なものは付けないとすれば無くていい。

森田会長：今後の滞納状況を見たうえで次の機会に論議するということがよろしいですか。結論としましては、今回の滞納の取り扱いについての案は見送りこのこととは別に保育課で滞納に対しての取り組み方法を考えていただき計画を提出してもらうということになりました。

では最後に、個人に有償で託児している場合の取扱いについてです。これは同居でない親族や近所の個人に有償で託児している場

合で、点数としては 1 点です。調整指数に入れて欲しいということです。この場合、どのような形で有償を確認するのか。

齋藤委員：このようなケ - スはどのくらいありますか。

事務局：10 件未満です。

齋藤委員：このような申込があることはあるわけだ。要するに証拠がない、例えば領収書とかそういうものがなくて預けているわけだ。

森田会長：そういう方にプラス 1 点付けていいかどうかということですね。要するに、裏付が取れないことを認めるということですから、このことが市民に不信感を与えないかどうか。

齋藤委員：そういう意見があって認めて欲しいのであれば、確証が取れるような書式を作り、ある程度嘘でもいいから預けている人に判を押してもらうしかない。

森田会長：預けていない人が、祖母に頼んで書いてもらうようなことも起こりうるわけです。

齋藤委員：本当に預ける必要があるのかどうか。本当に必要があるのなら、認証保育所とかそういうところになんとか預ける。この人たちは、ちょっとパートに出たいけど預けるところがないから祖父母等をお願いしているという感じがする。

森田会長：こういったケ - スはあると思います。だけれど、これを確定するのは非常に難しい。齋藤先生のおっしゃるように、虚偽の書類も可能ですから。それともう 1 点、個人とそうでない託児の区別が困難なことです。例えば、プラス 5 点の与えられている企業内保育室も考え方によっては個人と捉えることもできるし、個人でやっているベビ - ホテルは託児施設なのか個人託児なのかといった問題もあります。ですから、この取扱いについては見送るということではよろしいですか。

他委員：はい。

森田会長：ありがとうございます。それでは、2 回にかけて行われた、入所選考基準の一部改定についてまとめますと、基本指数の就労内定者の取扱いについては、調整指数でマイナス 5 点を付けることにしました。就学の取り扱いについては現行の 3 区分を 2 区分とし 2 区分の一方は技術専門校（キャリアカレッジ）に限定します。調整指数では就労実績の取り扱いですが、就労内定者にマイナス 5 点を付けたことで、現に就労している人に一定の配慮を行ったので

就労実績の項目は削除します。兄弟姉妹の取り扱いについては、兄弟姉妹を同一園にするための転園申込に対して 5 点を加点し、新規申込と均衡を図ることとしました。3 人以上の転園については、多子世帯への配慮ということでこの審議会の中で議論し、次回改定の際反映させることとし今回 10 点を付ける案は見送る。個人に有償で託児している場合については、有償を確認することが困難なことと、託児施設と個人託児の区別が曖昧なので指数は付けない。最後に、滞納者の取り扱いについてですが、保育料は支払うものという見識を促す方策及び滞納分を徴収する方法を保育課で検討することとし、今回は現行のまま 2 区分とすることになりました。以上ですがよろしいですか。

他委員：はい。

森田会長：長時間に渡りありがとうございました。